

# 一括受ガスに関する報告

2021年6月1日

資源エネルギー庁

# 第13回ガスWGの議論概要

- 第13回ガスWGでは、委員等から下記の趣旨の御意見をいただいた。

- 事務局提出資料の10ページ。もともと1つの資本関係で1構内1会計主体だったものが1つだけ分かれてしまうケースの説明だが、これは今後も起こり得ると思う。今あるものを減らしていく努力も必要だが、新たに起きないようにしていくことも重要。今後こういうケースが生じた場合に、ガス事業者でこれを認識できる仕組みがあるのか。なければ、こういうケースが増えてしまうのではないか。【二村委員】
- タイムリーな発見は難しい。昨年3月に一括受ガス状態の案件の是正について経産省から事務連絡をいただき、ガス協会としても全事業者を対象に、需要場所の考え方や是正対応の必要性について説明会を実施した。このような取組で全て網羅できているかという点はあるが、事業者から需要家に対して、テナントの入替えによって一括受ガス状態が生じる可能性があることをお伝えし、テナントの入替えがあったときには、当該事業者に連絡していただくようにしてもらいたい、とお願いしている。これで全て解決できるかわからないが、このような取組を通じて、なるべくこれから発生しないよう取り組んでいる。【オブザーバー】
- 既存不適格と同じ考え方で、最初から合法的だったものは大規模な改修まで免除することも合理的。これは費用と社会的な利益のバランスの問題。大規模な改修のときにやればはるかにコストが安いのに、今すぐやらせると大きなコストがかかる。急がせることの社会的な利益と、しかも、もともと合法的だった人にそれを押しつけることのコストと利益を比較して考えれば、求めないほうがバランスがいいとの判断。あくまでもそういうことで、例えばX年間は免除するが、その間に対応すべし、等も問題によってはあり得る。今回の提案はとても合理的だと思うが、あらゆる問題でこういう対応をしなければいけないということはなく、猶予期間を設けるやり方もあり得る。ちょっとショックを受けたのだが、事務局資料のスライド5で、2018年12月から19年4月にかけて件数が急増している。事情を知らない者は戸惑うはずだが、正しく説明がしてあって、それまでのところは任意のアンケートだったが、ここから報告徴収になり、その結果増えるのは自然。アンケートと聞けば回答率はあまり高くないと私たちは思い浮かべるが、これは、法令違反のおそれがあるものに関して報告徴収に至る前に事業者自主的にちゃんと報告してくれと頼んだものだから、普通のアンケートと意味合いが大分違う相当に重いものだったはず。にもかかわらず、報告徴収になったら1.5倍になったという事実を見せられると、事業者の自主的な取組に関する信憑性を著しく損ねる。アンケートの段階でちゃんとやらなかった事業者が複数いるとすれば、その事業者はガス協会に加盟しているであろうから、協会の信頼性まで損なうのではないかと危惧する。報告徴収なら顧客にも詰めて聞けるがそうでなければ聞きにくいとかの事情は十分分かるが、この差はさすがにアンケートの段階で怠慢だったのではないかと疑わざるを得ない。今後事業者やガス協会が、自主的に対応するから強硬な規制は不要という主張をしたとしても、以前、自主的にやるだけではこんな惨状だったじゃないか、報告徴収という大げさなことまでしないとまともなデータが集まらなかったのではないかと、繰り返し言われかねない。多くの会社がアンケートの段階で過小報告していたなら業界全体として反省すべきで、アンケートの段階からもう少し正しい数字が出てくる努力を本当はしなければいけなかったという点は、言い訳しないで真摯に考えていただきたい。【松村委員】

## 第13回ガスWGの議論概要

- 第13回ガスWGでは、委員等から下記の趣旨の御意見をいただいた。

- 是正見込み確保が完了していない案件が43件ある。ガス協会資料の中にも同様のことが書いてある。3ページ目に是正交渉が進展しない理由が出ていて、ユーザーサイドからすれば、やりたい、やったほうが良いとは思っているのだろうが、会計主体の考え方が違い、内管工事代の負担、あるいはガス料金の上昇の可能性があるとか、色んな理由で自分たちの利益にならないことが進展しない要因。ライフサイクル的な考え、例えば将来の動向をきちんと是正のほうに持っていけるような説明は今後すべきと思うが、いかがか。【柏木委員】
- 松村先生の御指摘について、件数が増えたのはけしからんことだと思う。報告徴収自体は経産省から各事業者に出ているので個別のことはなかなか分からないが、先ほど申し上げたとおり、2019年3月に経産省から各社に対して是正の事務連絡が出て、ガス協会ではそれを受けて説明会を実施した。その中で、改めて需要場所の考え方を説明して、一括受ガス状態に該当するケースを説明した。これは憶測だが、説明会での内容を踏まえて、各事業者が全て精査したことで、結果として増えたと思う。そんなことも前もって認識していなかったのかという御指摘かもしれないが、改めて事業者側が精査したと受け止めていただいて、今後こういったことがないように業界としても気をつけていく。柏木先生御指摘のライフサイクルは、建替え時に何かをするということか。御指摘の趣旨は。【オブザーバー】
- 工事費が幾ら上昇する、何が上昇するという話から、それを例えば15年なら15年、20年なら20年で考えたときに、ユーザーにどういうメリットがあるかという説明も重要なのではないかと思う。ただ、将来にわたってESCOと同じで不確定要素が多いので説明は非常に難しいかもしれないが、その辺りの説明はどうなっているか、現状を知りたいということ。【柏木委員】
- ここは難しく、正直申し上げて、消化仕入れみたいなケースを除くと、必要性、世の中のルールは、もちろん御理解いただける。ただし、需要家は工事代金もかかる、ガス料金も場合によっては高くなるため、是正にはメリットがない中、ガス料金の解決にはつながらないが、なるべく機会を捉えて、是正をやらせてもらえないかとお願いしている。一方、同じようなケースでも、是正完了とか是正見込みを確保していただける需要家もいるため、そういったことも申し上げながら、少しでも御理解をいただけるように取り組んでいる。【オブザーバー】
- 一括受ガスの是正は、短時間、短期間に多くの成果が上がっていると思う。1988年頃に制度変更があったことを重視すべきという点について、事務局の既存不適格建築物の例、本当にわかりやすい説明をしていただいたと思っており、もっとも考える。一方、一部是正をされないまま残ってしまうことに関しては、JGAの説明から、かなり苦戦していると理解。ガス小売事業者の立場からすると、本来得られていた適正な利益が得られなくなってしまうということのはずであり、ガス小売事業者に損害が発生している状況。業界を挙げて各プレイヤーが助け合いながら対応いただきたい。このまま一括受ガスが一部において是正されないと、真面目に一括受ガスの解消のために協力した最終需要家たる顧客が損をした感覚を持つかもしれない、その状態が長く続くことは好ましくない。新型コロナ禍で、百貨店はじめ皆様苦しく、つらいこともあると思うが、基本的には今後も手を緩めずに、可能な限り一気に一括受ガスの解消に向かっていただきたい。【草薙委員】

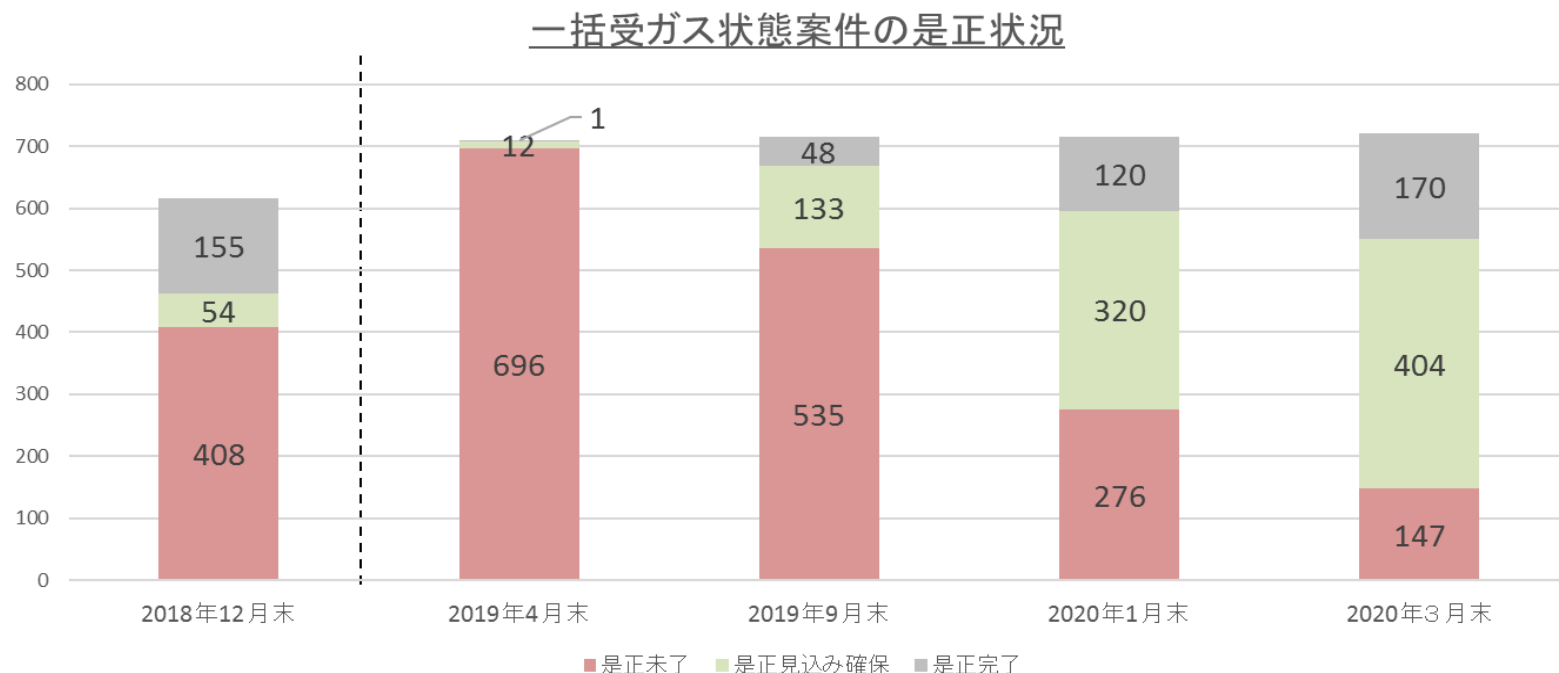
## 第13回ガスWGの議論概要

- 第13回ガスWGでは、委員等から下記の趣旨の御意見をいただいた。

- 2ページに、当初の対策として需要者側へ要請すると書かれているが、これは資源エネルギー庁として直接行うものなのか。もしくは事業者を通して行うものなのか。もし直接に需要者側に要請するものではなかったということであるならば、残る43件については需要者側に直接に働きかけるとすることも有効であると思いますので、検討いただければ。【武田委員】
- 事務局から説明いただいた資料の5ページで、現状の数字が出ているが、是正見込みの確保として記載のあるものは、実施する期日が既に決まっているのか。加えて、見込みがあるものについて、ある程度の期間が必要になってくると思うが、完了見込みが、もし分かっているのであれば、どのぐらいまでに完了できるのかを教えていただければ。それと、先ほど草薙委員もおっしゃったが、現在コロナがあつて是正も大変だと思う。本当に努力が必要になると思うが、コロナの影響もやはり加味する必要があるのではないか。【大石委員】
- 今回の一括受ガスの事務局の方針は異存ない。二村委員からもあつたところで、若干関連するが、結論として、既存不適格は是正を次回の増改築のときに求めることは、件数から外れて、今後の要請の対象から除かれるということだと思うが、次回の増改築のときにきちんとやってもらうことは重要だと思うので、ここから外れたから何も見ていかないということではなくて、今後要請文書をまたもう一度出されるということだと思うが、そういった周知徹底もきちんとしていただくことが重要。【市村委員】

## 一括受ガス状態の是正状況について

- 一括受ガス状態にある案件の早急な是正は、需要家保護の担保、スイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性担保や、ガス小売事業者間の円滑な競争確保等の観点から重要。
- 一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了するよう各関係者に要請を行っていたところであるが、**2020年3月末時点で147件が是正未了の状況**となっている。



※ 2018年12月末までの一括受ガス件数は事業者への任意アンケートにより聴取。2019年4月末、9月末、2020年1月末及び3月末の件数はガス事業法に基づく報告徴収により聴取

※ 平成31年3月29日付けで、ガス小売事業者宛にガス市場整備室から「不適切な小売供給契約の是正等について」(事務連絡)を发出し、一括受ガス状態の是正の必要性を説明するとともに、2019年度中の是正完了あるいは是正見込み確保を要請

※ 2018年12月末から2019年4月末で、旭川ガス、釧路ガス、青森ガス、八戸ガス、桐生ガス、長野都市ガス、日本海ガス、金沢市、松江市ガス局、沖縄ガス等で件数が増加。

## 一括受ガス状態の是正が未了の案件の分析 旧規程下で合法的に建築された案件

- 一括受ガス状態は、一般ガス導管事業者の託送供給約款に規定される一需要場所・一契約の規定が遵守されていない状態のことであるが、**1988年頃に多くのガス事業者が供給規程の改正(※)を行っており、改正前の供給規程上では、集合住宅等において必ずしも現行の一需要場所・一契約の規定を遵守することは求められていなかった。**(※)改正後の供給規定の内容は、現在の「託送供給約款」に引き継がれている。
- 上記の供給規程の改正は、①**需要場所ごとに原価に応じた適切な料金を設定し、原価の逓減傾向を反映させた料金体系を導入することが求められるようになった、②保安政策上の重要性から各戸へのマイコンメーターの計画的な取付けが開始された、**といった事情を踏まえて行われたものであり、その際供給契約の締結にあたっては**現行の一需要場所・一契約の考え方が採用された。**
- 一般に、法令の遡及適用は、多くの場合既に発生、成立している状態に対し法令が事後的に規制を加えるものであるから、法的安定性の面からみて、慎重に行われている。
- 当時のガス事業法に基づく認可を受けた供給規程に基づき**合法的に一括受ガス状態として建築された案件**について、現行の一需要場所・一契約の考え方を採用した後にガス事業法に基づく認可を受けた託送供給約款の規定を遡及的に適用することについては、他法令の考え方を参考に検討することとしてはどうか。

【1988年頃の供給規程改正時新旧対照表】※抜粋

現行	改正案
<p>10.需要場所【12(2)】 「1需要場所」とは、原則として、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物といたしますが、特殊な場合には、次によって取り扱います。</p> <p>①アパート等の集合住宅 各戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所とすることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>②店舗、官公庁、工場その他 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とすることがあります。</p>	<p>10.需要場所【12(2)】 「1需要場所」とは、原則として、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物といたしますが、特殊な場合には、次によって取り扱います。</p> <p>①アパート等の集合住宅 各戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。</p> <p>(略)</p> <p>②店舗、官公庁、工場その他 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。</p>

(参考) 現行の託送供給約款  
(東京ガス株式会社)の規定 ※抜粋

<p>12.需要場所 (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。</p> <p>①マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅 各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。</p> <p>(略)</p> <p>②店舗、官公庁、工場その他 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。</p>
--

## 報告徴収結果を踏まえた今後の対応方針 (案)

- 累次の報告徴収結果により、一括受ガス状態の是正に一定の進捗は見られるものの、引き続き是正を要する案件が多く存在することがわかった。また、是正未了案件を精査することにより、是正進捗が遅滞している案件には構造的な問題があることも把握できた。
- **旧供給規程下で合法的に一括受ガス状態として既に存在したあるいは工事中であった案件については建築基準法における既存不適格建築物の考え方も参考に、原則として、増改築等を実施する機会に一括受ガス状態を是正させることとしてはどうか。**
- 2019年度中に一括受ガス状態にある案件の是正又は是正見込みの確保を完了することとしていたが、仮にこの考えが採用されれば**2019年度中に是正又は是正見込みの確保が完了していない案件は43件**となる。
- 43件は、ガス料金の上昇・工事費負担を理由に交渉が進んでいない状況にある。
- また、一括受ガス状態の案件に対して小売供給を行うガス小売事業者においては、当該案件が既存不適格案件に該当するか否かを把握できるとは限らないことから、ガス小売事業者から一般ガス導管事業者に問合せがあった場合には、既存不適格案件への該当性を伝えることとしてはどうか。
- こういった取組も含めて、ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者に対して一括受ガス状態の早急な是正又は是正見込みの確保を求めると共に、是正状況の進捗確認を継続していくこととしてはどうか。

【2020年3月末時点で一括受ガス状態の案件数】

是正状況	件数
是正未了	147

【既存不適格案件】

是正状況	件数
是正未了	104

= 43件

## 一括受ガス状態の是正状況について

- **2021年3月末時点**において一括受ガス状態の是正を要する案件の有無、件数、是正進捗状況について一般ガス導管事業者全社に対して報告徴収を発出して報告を求めたところ、既存不適格案件に該当しないものであって、**是正又は是正見込みの確保が完了していない案件は9件**であった。
- **2020年3月末時点**では、既存不適格案件に該当しないものであって、**是正又は是正見込みの確保が完了していない案件が43件**であったことを踏まえると、一括受ガス状態の是正は一定程度進んでいる。
- 引き続き、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者の連携による一括受ガス状態の早期是正を求めていく。

### 一括受ガス状態の案件

是正状況	既存不適格	件数	事業者名
未了（※）	該当せず	9	東京ガス（7）、京葉ガス（2）

（※）是正見込みが確保されている案件は含まない。